

# 「かごしまのIPM」PRキャラクター使用規程

## 第1 目的

天敵昆虫等を利用する生物的防除を中心とした総合的病害虫・雑草管理（以下、「IPM」という。）技術を普及・PRする「かごしまのIPM」PRキャラクター（以下、「IPMキャラクター」という。）を使用するにあたり、必要な事項を定める。

## 第2 使用者の要件

IPMキャラクターを使用できるのは、次に掲げる者とする。

- 1 次の(1)、(2)を満たす者
  - (1)鹿児島県内の生産者・生産団体に、別に定める「鹿児島県IPM実践指標」を実践している者
  - (2)「かごしまの農林水産物認証制度」(K-GAP)による認証を取得していること、または、K-GAPの取得実績がありJ-GAPやG-GAP等の認証を取得していること
- 2 その他経営技術課長が適当であると認める者

## 第3 使用の申請等

- 1 第2の1の農業者がIPMキャラクターを使用する場合は、対象農産物の出荷開始（周年栽培のものは使用を開始する作型の出荷前）までに、農政普及課長に申請書（様式第1号）及び実践指標確認シート（計画）（様式第2号）を提出し、承認を得るものとする。

なお、第9の1の規定により使用承認を取り消された者は、取り消された日から1年間は再申請できないものとする。
- 2 農政普及課長は、前項の申請書の審査を行い、使用を承認するか否かを申請者に様式第3号又は様式第4号により通知するものとする。

その際、審査に当たって必要な場合には、現地調査を実施できるものとする。

なお、使用承認の際には、承認番号及び承認期間（承認日から5年間）を付記するものとする。
- 3 第1項の申請は、団体の構成員が全て使用者の要件を満たす場合には、当該団体名で申請することができる。
- 4 申請者は、第1項の申請内容に変更が生じた場合には、変更した内容について遅滞なく、農政普及課長に様式第5号により報告しなければならない。
- 5 農政普及課長は、第2項の承認をした場合は、申請書（様式第1号）及び使用承認通知書（様式第3号）の写しを経営技術課長に提出するものとする。
- 6 第2項の使用承認期間を更新する場合は、再度、当規程に基づく使用承認を得るものとする。

## 第4 IPMキャラクターの設定と表示

IPMキャラクターのデザイン、縦・横の比率及び色は、別記1のとおりとし、変更して使用することは原則として認めない。ただし、デザインの都合上やむを得ない場合に限り、単色に変更することができる。

## 第5 キャラクター使用の遵守事項

I PMキャラクターを使用する者は、県の登録商標であることを認識し、県に無断で第三者に使用させないこと。

## 第6 使用料

I PMキャラクターの使用料は、無料とする。

## 第7 使用状況の報告

- 1 第3によりI PMキャラクター使用の承認を得た者は、毎年度、対象農産物の出荷終了後（周年栽培のものは1年ごとに）、遅滞なく、使用状況報告書（様式第6号）及び実践指標確認シート（実績）（様式第2号）を農政普及課長に提出するものとする。
- 2 農政普及課長は、毎年度末に第1項の使用状況報告書の写しを経営技術課長に提出するものとする。

## 第8 確認及び指導

農政普及課長は、I PMキャラクターが適切に使用されるよう使用者に対して指導を行うものとし、使用者に対して必要な報告を求め、現地調査を行うことができる。

## 第9 使用承認の取り消し等

- 1 農政普及課長は、I PMキャラクターの使用者が、本規程に定める事項に違反し、使用が適切でないと認められると判断した場合には使用承認を取り消すことができるものとする。その場合、農政普及課長は、使用者に様式第7号により通知するものとする。
- 2 I PMキャラクターの使用者は、申請の内容を實踐できないと判断した場合は、すみやかにキャラクターの使用を中止し、使用中止届（様式第8号）を農政普及課長に提出するものとする。また、承認期間の途中でキャラクターの使用を辞退する場合も、使用中止届（様式第8号）を農政普及課長に提出するものとする。  
なお、使用を再開する場合は、あらためて、当規程に基づく使用承認を得るものとする。
- 3 農政普及課長は、第1項による取り消しを行った場合及び第2項の使用中止届があった場合は、様式第7号又は様式第8号の写しを経営技術課長に提出するものとする。

附則 この規程は、平成25年4月25日より適用する。

平成28年4月1日一部改訂

平成31年4月8日一部改訂